

## 災害時等における水道復旧工事等に関する協定

### 協定締結業者

	業 者 名	住 所	市 町 名
1	(株)マルユウ	佐久市下越132-5	佐久市
2	(有)平和建設	佐久市内山6478-4	
3	(有)工藤住設工業	佐久市中込2321-2	
4	(株)竹花組	佐久市望月30-1	
5	(株)安井建設	佐久市取出町450-5	
6	(株)平林組	佐久市高柳28-2	
7	(有)佐久ハマネツ	佐久市白田1698	
8	(株)堀内組	佐久市白田80	
9	(株)木下組	佐久市中込308-5	
10	木下建工(株)	佐久市下小田切293-5	
11	(株)森角建材店	佐久市岩村田3162-10	
12	竹花工業(株)	小諸市南町2-6-10	小諸市
13	博友興業(株)	小諸市大字菱平1136-2	
14	(有)シナノ設備	御代田町大字草越1173	御代田町
15	(有)東和設備工業	御代田町大字御代田2531-116	
16	(有)土屋設備	軽井沢町中軽井沢3-18	軽井沢町

## 災害時等における水道復旧工事等に関する協定書

浅麓水道企業団企業長柳田清二（以下「甲」という。）と協力事業者（以下「乙」という。）は、災害や事故に伴い発生する水道復旧工事（甲が管理する水道施設全般に関する復旧工事）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （工事）

第1条 甲が依頼する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 復旧及び修繕工事
- (2) 復旧及び修繕に必要な資材の供給
- (3) 前各号に付帯する業務

### （要請）

第2条 甲は、前条に定める協力を要請するときは、文書・電話等により業務内容を明示して行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

### （報告）

第3条 乙は、業務が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第4条 甲の要請に基づき、乙が実施した復旧工事等に要した費用については、甲が定め乙が承諾した基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

### （応急復旧後の修繕工事の優先発注等）

第5条 甲は応急復旧後の修繕工事について、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 災害等の発生による応急復旧後、修繕工事を発注する場合は応急復旧工事を行った乙に優先発注する。

### （損害賠償）

第6条 応急復旧により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき理由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から建設工事等入札参加者資格者名簿の有効期限までとする。ただし、有効期限満了の1月前までに甲と乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(失効)

第8条 建設工事等入札参加資格者名簿から除かれた場合、本協定も失効するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、記名押印の上、甲と乙がそれぞれ1通を保有するものとする。

令和8年 4月 1日

甲 佐久市岩村田542  
浅麓水道企業団  
企業長 柳田 清二

乙